

守・破・離

東大法学部の定期試験は非常に難しい(特に民法、刑法等の実定法)。今年は偶然にもコロナウイルスの影響で、試験は全てオンラインで行われることになり、いかなる資料を参照してもよかったため、負担がかなり軽減されたのだが、この試験を例年通り、何の書き込みもないポケット六法一つで乗り越えていかねばならなかったかもしれないことを想像すると、今でもぞっとする。このテストの難易度は、本学が、将来、国を背負う人材を輩出しなければならない責任を負っていると教授たちが考えていることの反映なのだろうか。いずれにせよ、本学で4年間の学習を終えた人たちが、相当程度の実力を持って社会に出ていき、これからの日本を支えていくことになるのは間違いない。

基本的に私は、将来、法曹を目指していることもあって、実定法の授業しかとらないのだが、今期は法哲学という授業を履修した。法哲学とは法律の背後にある思想・哲学(Ex.功利主義、リベラリズム)について、学び、考える授業であり、実定法ではなく、基礎法学と呼ばれる分野の授業である。私はその授業が、卒業に必要な単位であるから履修したのだが、実際に授業を受けてみると、非常に面白かった。今まで、日常で自分自身が自然と使っていた考え方や、今まで学んできた実定法の背後にある考え方が整理されていく感覚があり、非常に爽快であった。また、その授業は、「法哲学」という名前からも分かるように、答えのない問いを問い続けるような授業であり、普段、私が受けている授業とは、少し違った授業でもあったため、そのような意味でも新鮮さがあった。

そんな法哲学の授業も、成績評価方法はレポートではなく、筆記試験だったのだが、授業と同様に、答えのないような問いを尋ねる問題が出された。その試験が終わった後、友人と、お互いにどのような解答を書いたのかという話をしたのだが、友人が書いた解答は授業で全く言及されていない、その人なりの解答であった。私が思うに、学問とは(それに限らず言えることだとは思いますが)、「守・破・離」である。まず、先人たち(今のシチュエーションでは担当教授)が何を考え、どのような議論を積み重ねてきたのか、ということをしてできる限り正確に理解してこそ、自分なりの考えが書けるのである。そのようなステップを踏まずに、いくら論理を展開しても、どうしても的外れなものになってしまったり、あるいは、発展性のないものになってしまったりしがちだ。徹底的なまでの「守」があってこそ、創造的な考えを生み出すことができるのである。

法学部には、卒業論文というものがない。私が先輩に聞いたところによると、それは、学部生レベルで研究できる内容はすでに研究つくされているからだそうだ。私が、この先、「守」を極めていく道のりはかなり長そうである。